

令和4年度 第2回千葉市子ども・子育て会議 議事録

1 日 時：令和5年3月24日（金）14時00分～16時15分

2 会 場：千葉市役所 新庁舎高層棟2階 202・203会議室

3 出席者：

(1) 委員

久保委員（会長）、井上委員、江藤委員、榎沢委員、小原委員、上村委員、久留島委員、岸委員、中島委員、畠山委員、原木委員、廣田委員、増田委員

(2) 事務局

【こども未来局】	大野こども未来局長、石野こども未来部長
【こども未来部こども企画課】	宮葉課長
【こども未来部健全育成課】	石田課長
【こども未来部こども家庭支援課】	飯島課長
【こども未来部幼保支援課】	枅見課長、皐月幼児教育・保育政策担当課長
【こども未来部幼保運営課】	香川課長、池内職員担当課長、 小俣保育所指導担当課長、
【東部児童相談所】	中坂企画調整担当課長
【西部児童相談所】	桐岡所長
【保健福祉局健康福祉部健康支援課】	岡田課長
【教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課】	上田放課後子ども対策担当課長

4 議 題：

- (1) 施設・事業の利用定員について
- (2) 子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて
- (3) 令和5年度における施設・事業の整備計画について

5 報告事項：

- (1) （仮称）こども基本条例の制定に向けた取組みについて
- (2) 第2期放課後子どもプランについて
- (3) 令和5年度こども未来局 組織改正について
- (4) 令和5年度こども未来局 主な新規・拡充施策について

6 議事の概要：

(1) 施設・事業の利用定員について

事務局から施設・事業の利用定員について説明があり、質疑応答、意見交換の後、了承とし

て答申することを決定した。

(2) 子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

事務局から子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて説明があり、質疑応答、意見交換の後、了承として答申することを決定した。

(3) 令和5年度における施設・事業の整備計画について

事務局から令和5年度における施設・事業の整備計画について説明があり、質疑応答、意見交換の後、了承として答申することを決定した。

(4) (仮称) こども基本条例の制定に向けた取組みについて

事務局から(仮称)こども基本条例の制定に向けた取組みについて報告があり、了承された。

(5) 第2期放課後子どもプランについて

事務局から第2期放課後子どもプランについて報告があり、了承された。

(6) 令和5年度こども未来局 組織改正について

事務局から令和5年度こども未来局 組織改正について報告があり、了承された。

(7) 令和5年度こども未来局 主な新規・拡充施策について

事務局から令和5年度こども未来局 主な新規・拡充施策について報告があり、了承された。

6 会議の経過：

○酒井補佐 予定の時刻を過ぎましたので、ただいまから令和4年度第2回千葉市子ども・子育て会議を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきますこども企画課課長補佐の酒井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日は過半数の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、条例の規定により、当会議は成立しておりますことを御報告いたします。

続きまして、お配りしております資料の確認をさせていただきます。本日、机の上に座席表、資料1-1、1-2、2-1、2-2、資料2(参考1)、(参考2)を配付してございます。資料1-1、1-2、2-1、2-2、資料2(参考1)、(参考2)は差し替え資料になります。座席表は追加資料となっております。次第、委員名簿、会議資料につきましては、事前に送付しておりますものを御使用ください。なお、子どもプランの冊子につきましては、会議終了後、こちらで回収しますので、お持ち帰りにならずに机の上に置いてお帰りになっていただきますようお願いいたします。

不足等はありませんでしょうか。もしこの後も何かお気づきのことがありましたら、事務局のほうにお申しつけください。

続きまして、新たに御就任いただきました委員の御紹介をさせていただきます。お名前をお呼びいたしますので、その場で御起立くださいますようお願いいたします。

連合千葉・中央地域協議会副議長、小原等様。

○小原委員 小原です。よろしくお願いいたします。

○酒井補佐 ありがとうございます。

次に、開会に当たりまして、大野こども未来局長より御挨拶を申し上げます。

○大野こども未来局長 皆さん、こんにちは。こども未来局長の大野でございます。

本年度第2回千葉市子ども・子育て会議の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は年度末の大変お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、日頃より本市の児童福祉の充実・向上をはじめ、市政各般にわたり多大なる御尽力、お力添えを賜っておりますこと、厚く御礼申し上げます。

また、新たに御就任いただきました小原委員におかれましては、大変御多忙なお立場であるにもかかわらず、委員御就任をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。

さて、本日の会議ですが、まず、施設・事業の利用定員について、次に、子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて、さらに、令和5年度における施設・事業の整備計画について御審議をお願いしたいと存じております。その後、（仮称）千葉市こども基本条例の制定に向けた取組などについて御報告することとしております。

いつものお願いとなりますが、委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○酒井補佐 それでは、ここからは会長に議事進行をお願いしたいと思います。久保会長、よろしくよろしくお願いいたします。

○久保会長 皆様、こんにちは。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、本日の議題に入らせていただきます。議題（1）施設・事業の利用定員について、事務局から説明をお願いいたします。

○臯月幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課の幼児教育・保育政策担当課長の臯月と申します。座って説明させていただきます。

それでは、机上配付させていただきました資料1-1を御覧ください。

まず、令和5年4月に開園する教育・保育施設等について御説明いたします。なお、開園等する施設が多岐にわたりますので、主に10月の会議で御説明した施設等からの変更点について御説明いたします。

それでは、1ページ目の1、新規開設園、（1）認定こども園の表を御覧ください。こちらは、幼稚園等から認定こども園に移行する施設で、4施設、2号、3号定員では合計118人の増加ということで、前回から変更はございません。変更点としましては、No.2と3の施設の名称が、認定こども園青い鳥第二幼稚園と認定こども園双葉幼稚園に変更となっております。

続きまして、2ページ目をお願いいたします。こちらは、新たに開設する保育所等についての表、（2）でございます。まず、施設の名称変更がNo.2、4でありまして、オンジュソリアル保育園幕張駅北口園とオンジュソリアル保育園海浜幕張国際大通りという名称で施設を始めることとなっております。また、前回の会議後に新たに審査をして認可を出すこととしたのがNo.6のNestいんない保育園となります。こちらは、東千葉駅近くの中央区院内に新たに保育園を整備するもので、利用定員は40人を予定しております。それ以外のNo.1から5の施設につきましても、一部の施設が4月の入所人数が認可定員までにはいかなかったことから、利用定員を下げるという設定をしております。合計人数がそれぞれ変更となっております。最終的な施設数6園の2号、

3号の定員増加数は200人となっております。その下の行、よつば保育園につきましても、定員が変わりまして、2号、3号の増加数は13人となっております。

その下の表（3）事業所内保育事業につきましても変更がなく、保育室リリーとタムスわんぱく保育園花見川の2施設の開園予定でございます。

次のページをお願いいたします。こちらは2、定員変更ということで、新規開設ではなく既存の園が定員を増やす、もしくは1号と2号、3号の間で定員の入り繰りをするものでございます。No.2の認定こども園高洲幼稚園が1号と2号の間での定員の入り繰りをしたもの、No.5、6、7のつぐみ保育園、やまどり保育園、そらまめ保育園新千葉は、それぞれ施設を移転等したことに伴い定員を増やすもの、No.9千葉菅田雲母保育園、No.10みらいつむぎ保育園美浜、No.12オーチャード・キッズ稲毛海岸保育園第二は、それぞれ昨年、一昨年に開園した園が、開園から時間がたって入所人数が増えてきたことに伴い利用人数を認可定員に戻すもの、No.8のK's garden蘇我保育園と美波保育園、No.13のなないろ浜野園、No.15のジョイア千葉園、No.16の保育ハウスひよこは、それぞれ入所児童数等が増えていることから利用定員を引き上げるものでございます。これら16施設合わせまして、2号、3号の定員は125人の増加を見込んでおります。

続きまして、4ページ目をお願いいたします。3の公立保育所の建替え・民間移管でございます。こちらは小深保育所が小深保育園に、小倉台保育所が小倉台保育園にという点の変更がございません。小深保育園につきまして、先ほどの新設園と同様、入所児童数が認可定員まで達しないと見込まれることから、利用定員を60人に設定いたします。これに伴いまして2号、3号の定員は、今年度の公立保育所のとくと比べると5人減るという状況でございます。

これまでの1から3の新規開園、定員増等の合計が464人の増となります。

続きまして、4、定員減の表を御覧ください。こちらは、入所児童数が利用定員まで達しない等の理由により定員を減らす施設でございます。認定こども園、ひまわり幼稚園、都幼稚園、へいわ幼稚園、あと、保育所としてもみじ保育園、みどり保育園、植草学園千葉駅保育園、小規模保育事業として星のおうち千葉中央、ぶち・いろは、合計8施設で59人分の定員が減少することとなっております。

次のページをお願いいたします。5、休止でございます。こちらは、園児数がなかなか集まらないということで、認定こども園植草学園大学附属美浜幼稚園さんが、令和4年度末をもって休止するというものになります。これに伴い2号が10人の定員減となります。

最後に、廃止する施設についてが次の表となります。記載のとおり小規模保育事業4か所と家庭的保育事業1か所が児童数が集まらないことに伴う経営困難等を理由に、今年度末をもって施設の廃止をいたします。合わせて3号の定員が60人の減となります。

以上の定員減から廃止までの合計で129人の2号、3号の定員が減り、464人増えて129人減りますので、トータルでは335人の定員増ということになります。

続きまして、資料1-2をお願いいたします。こちらは「量の見込み」と計画上の「確保方策」等に対して実際の確保量を一覧表で表したものでございます。1ページ目の右上のコメント欄を御覧ください。こちらは全市の表に対するコメントとなります。事業計画上の確保方策の量747に対して、実際に整備した量は、先ほど申し上げた335となっており、計画に対する達成率は44.8%となっております。2号については「量の見込み」を満たす整備量を確保しており、3号の0歳

についても同様の「量の見込み」を満たす状況ですけれども、3号の1・2歳については「量の見込み」に対する受皿の充足率は73.4%という状況になっております。1・2歳の受皿が足りないという数字上の整理はそうなっているんですけれども、実際の運用としましては、定員の弾力化ということで、定員を超える人数を受け入れるほか、0歳児の定員の枠で1歳児を受け入れる等の様々な現場での対応を行いまして、令和5年4月1日の時点では待機児童ゼロを4年連続で達成する見込みとなっております。

2ページ目以降は各区の計画上の「確保方策」と実績の確保量について記載したものとなっておりますので、説明は割愛させていただきます。

議題（1）に対する説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○久保会長 それでは、ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見ございますでしょうか。榎沢委員、お願いいたします。

○榎沢委員 廃止になる園が全部で5か所あるということで、これは所在地を見ると美浜区幸町、地域的にはこの辺りですね。

○皐月幼児教育・保育政策担当課長 幸町と中央区の千葉中央周辺です。

○榎沢委員 幸町1丁目の辺りはマンションも随分できてきていますよね。ですから、子育て家庭も前に比べるとずっと増えてきているのだろうと思うんですけれども、そういう地域で先ほどの廃止の理由は、子どもが集まらないということで、これは何年か継続してそういう状況だったということなのでしょうか。

○久保会長 では、事務局、お願いいたします。

○皐月幼児教育・保育政策担当課長 幸町につきましては、マンション等もできてはいるんですけれども、もともとURの巨大な団地がありまして、幸町というエリアで見ますと人口も減っていますし、子どもの数もここ10年以上ずっと減っているという状況になっております。

○榎沢委員 そういう事情なのですね。私は家庭的保育事業をやってくださっている方が廃止ということになって、ちょっと残念かなと思っておりまして、家庭的保育事業は一般の方の家庭を使って普通の家庭の中で3歳未満のお子さんを主に受け入れるということをしてくれるので、しかも、身近なところでということなので、そういうところは、私は、いわばアットホームのような感じで、子どもにとってもいい環境かなと思っているのですけれども、そういうところが廃止せざるを得なくなってしまうというのがちょっと残念かなというように思っております。個人でやってくださるという方は非常に使命感といいますか、そういう気持ちの強い方だと思うので、そういう方たちが途中で辞めざるを得なくならないような何か援助ができればなと思いました。ありがとうございます。

○久保会長 では、事務局、お願いいたします。

○皐月幼児教育・保育政策担当課長 申し訳ありません。先ほど廃止の理由を入所児童数の減等ということでまとめて御説明してしまったのですけれども、この「おうちほいくぼけっと」さんにつきましては、市外に転出されるということで、残念ながら本年度末で廃止ということになっております。

以上です。

○久保会長 榎沢委員、今の御説明でよろしいでしょうか。

それでは、そのほか御質問、御意見ございますでしょうか。

増田委員、お願いいたします。

○増田委員 今回、廃止になったところの中の事業類型のほうで小規模A型というのが目立っている感じがございまして、定員減のほうでも2か所ということなのですが、こういった事業類型によって保護者のほうのニーズの違いのようなものは何か認識しているものでございますでしょうか。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○臯月幼児教育・保育政策担当課長 小規模保育事業は0歳から2歳の子を預かるということで、先ほどの資料1-2のところでも御説明したのですが、1歳、2歳の受皿は、市全体としては需要に対して不足しておりますので、どの施設でもニーズはまあまああるというところでございます。ただ、やはり2歳で1回卒園して、また別の施設に3歳になったら行かなければならないというところで、保護者にとってはハードルが1つあるという問題はございます。

以上です。

○増田委員 ありがとうございます。省略ということになっておりましたので、聞きづらいところはあるんですけども、資料1-2で今までと比しても事業計画の達成率等の区ごとの差というものが非常に大きくなっているように見受けられるんですけども、このあたりについての認識を教えてくださいと思います。

○久保会長 それでは、事務局、お願いいたします。

○臯月幼児教育・保育政策担当課長 この後の議題(2)にもつながっていくところではあるのですが、令和元年度に事業計画を策定した際の「量の見込み」に対して確保量を設定しているというのが計画になっております。ただ、最近は、計画策定当時に想定されていなかったマンション開発がいろんなところで進んでいたりとか、なかなか先を読めない社会変化があるというところで、区ごとによって見込みを超えたり、もしくは全然進まなかったりというところで状況の差が出てきているのかなと考えております。

以上です。

○増田委員 ありがとうございます。

○久保会長 増田委員、よろしいでしょうか。

それでは、そのほか御質問、御意見ございますでしょうか。

ほかに御意見、御質問がないようですので、この議題につきまして、事務局案のとおりに決定してよろしいでしょうか。

【 異議なし 】

○久保会長 それでは、異議がないということですので、事務局案のとおりに決定いたします。

続きまして、議題(2)子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。

○臯月幼児教育・保育政策担当課長 それでは、続いて説明させていただきます。机上配付させていただいた資料2-1をメインに御説明いたしますが、時々資料2-2、もしくは資料2(参考1)、(参考2)のほうにも飛びますので、まずはお手元に2-1をお願いいたします。

こちら、資料のタイトルは「千葉市こどもプラン(第2期)中間見直しについて」となってお

ります。子ども・子育て支援事業計画は、千葉市こどもプランの一部として令和2年3月に策定しております。令和2年度から6年度までの5か年計画となっており、中間年度に見直しをするということになっておりますので、こどもプラン全体を見直す中の一部として子ども・子育て支援事業計画も見直しをいたします。また、1ページ目の下から2行目にございますとおり、本計画の上位計画に当たる「第1次実施計画」を今年度策定いたしましたので、そこに新規事業と位置づけたものについても、今回新たに追加することとしております。

この第1次実施計画とは何かというところは次の2ページ目の上段を御覧ください。千葉市基本構想、基本計画、第1次実施計画と3段ありますが、こちらが千葉市全体の総合計画と呼んでいるもので、基本構想は市政運営の指針を示すもの、基本計画は10年間のまちづくりの方向性などを示すもの、第1次実施計画は、その基本計画の中の頭3年間について、基本計画に基づく具体的な事業を3年間分、位置づけたものという整理になっております。こちらは子ども施策だけでなく、あらゆる千葉市の施策について位置づける第1次実施計画ですけれども、その中に子ども施策として3年分位置づけたものについて、今回、子ども・子育て支援事業計画のほうにも反映させていただくものがあるという整理になっております。

次の3ページ、4ページは、このこどもプランの見直しに当たっての人口、将来推計の見直し等になりますので、説明を割愛させていただきまして、5ページ目をお願いいたします。

子ども・子育て支援事業計画の見直しの基準について説明させていただいているページとなります。国のほうでは、10月のときにも御説明いたしましたけれども、四角の中の2行目に書いてありますように、実績値が市町村計画の「量の見込み」と10%以上乖離している場合には見直しが必要という基準が示されております。また、地域子ども・子育て支援事業計画につきましても、「教育・保育の提供」と併せて見直しを行うこととしております。この国の基準に併せまして、(2)で本市で定める見直しの基準としまして、下の四角囲みの中にあります①から⑦の場合に見直しを検討するというので、見直しの基準を設定させていただいております。こちらの基準に基づいて見直しをしたものが7ページ目に見直しを行う施策についての一覧を掲載させていただいております。本日御審議をいただきます子ども・子育て支援事業計画は、こどもプランの第1章部分となりますので、こちらの表のNo.1からNo.17までの17事業について御説明をいたします。

それではまた、おめくりいただきまして9ページ目をお願いいたします。先ほど申し上げた17事業についての説明となりますが、こちら10月の会議からの変更点について主に御説明させていただきます。

まず、(1)教育・保育の提供ということで、幼稚園や保育園など未就学児の受皿についての事業等について定めた部分となっております。表の中ほどにあります(1)量の見込み、こちらが、いわゆる保育需要についてですけれども、保育需要の目標年度を令和8年度とし、3号(1、2歳)の保育利用率が令和8年度に61.0%を達成するという目標で数値を設定いたします。

その保育需要に対する(2)確保方策については、令和8年度までに各区ごとに「量の見込み」に対応した受皿を整備するというので確保をしております。こちらの「量の見込み」と「確保方策」の数値につきましては、資料2-2(別冊)の1ページ目から7ページ目まで掲載しております。掲載している数字につきましては、前回お示ししたものから、先ほど議題(1)で御説明した令和5年4月開園に向けて整備した整備量を反映したものとなっております、「量の

見込み」については、前回お示ししたのから変わっておりません。

資料があっちに行ったり、こっちに行ったりして大変恐縮ですが、また資料2-1にお戻りをお願いいたします。

続きまして、資料2-1の10ページ目の放課後児童クラブ（子どもルーム）、延長保育事業、11ページ目の一時預かり事業、12ページ目のファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業、13ページ目の地域子育て支援拠点事業、14ページ目の子育て短期支援事業、15ページ目の多様な事業者の参入促進・能力活用事業、こちらについては、前回見直し案としてお示したものと同じものを掲載しておりますので、説明は割愛させていただきます。

それでは、16ページ目をお願いいたします。16ページ目以降が新たに見直しとして追加、もしくは修正とさせていただく事業となっております。まず、16ページ目の上、(10) 幼保小連携・接続の推進についてです。こちらの資料のつくりですけれども、(10) で下線が引いてあるのが事業名で、その下にちょっとフォントが小さく記載してあるのが現在のプランに記載してある事業の内容、その下の「見直しの内容」と書いてある箱が見直しをする内容や理由、「見直し後」と書いてある箱の中は、見直し後のプラン上に記載する文章というつくりとなっております。こちらの(10) 幼保小連携・接続の推進でいいますと、認定こども園、幼稚園、保育園と小学校の連携・交流活動の定着化等を進めるほか、中長期的な方針の策定について検討するため、取組内容を見直し、情報交換会の開催等についての事業を追加させていただきたいと考えております。

続いて(11) 運営に関する自己評価の実施、運営に関する関係者評価・第三者評価の実施促進ですが、こちらは認定こども園、保育園等における運営に関する評価の実施についてでございますが、これまで評価の実施を促進してきたことに加えまして、監査結果の公表を行います。

続きまして(12) キッズゾーンの整備・キッズガードの配置助成、こちらは新規事業となります。保育園等の中で園庭がないために近くの公園にお散歩に行ったり遊びに行ったりするという施設がたくさんあります。そのお散歩に行くときに、どうしても公道を通りますので、その際の安全を確保するために、いわゆるスクールゾーンと同じように、ここはキッズゾーンですよという路面標示をして、自動車の運転者に注意喚起を促すキッズゾーンの整備、また、道路を移動する際の安全を見守るキッズガードを各施設等が配置する場合に費用助成を行うというものでございます。これらの取組についての目標値は一番下の表に記載のとおりです。

続きまして、17ページをお願いいたします。(13) 民間事業者への委託拡大の検討とあります。こちらは子どもルームについてでございます。子どもルームは、今は社会福祉協議会に主に運営をやっていただいておりますけれども、社会福祉協議会の中で指導員不足という課題がございますので、その指導員不足の解消を図るために、民間事業者への委託を増やすというものでございまして、具体的な見直しの内容としては、目標値を新たに設定するというものでございます。

続きまして(14) 送迎補助などの多様な補助メニューの検討ですが、こちらも子どもルームについてでございます。民間事業者が設置する子どもルームにつきまして、待機児童解消に資するように、今後の利用者、事業者のニーズを調査・反映するために、実施内容、特に助成に関する実施時期について見直しをいたします。

次のページをお願いいたします。(15) 学習用Wi-Fi整備で、こちらも子どもルームについてでございます。新規事業となります。GIGAスクール構想に基づいて、今、小学生が1人

1台タブレットを持っています。それを持ち帰って宿題をタブレット上でやるということが増えてきている中で、子どもルームにWi-Fi環境がなくタブレットが使えないという課題がありましたので、子どもルームに学習用Wi-Fiを整備することを追加するものでございます。目標値については記載のとおりです。

続きまして(16)休日保育事業、夜間保育事業です。こちらは様々な保育需要に対応するために、延長保育、休日・夜間保育、一時預かり、病児・病後児保育等、様々なものを実施しておりますが、その中で公立保育所における休日保育を新たに実施するために目標値を追加するというものでございます。目標値については記載のとおりです。

次のページ、(17)こども基本条例の制定をお願いいたします。こちらも新規事業でございます。こども基本条例の制定に向けて取組内容、実施内容・目標値等を追加するもので、目標値等については表に記載のとおりです。具体的取組内容につきましては、報告事項(1)の際に別途御報告をさせていただきます。

20ページ目以降は事業一覧という形で、これまでに御説明したものを整理し直したものになりますので、説明は割愛させていただきます。

先ほど御覧いただきました資料2-2の別冊は、教育・保育に関する「量の見込み」や「確保方策」等、子どもルーム等、その他各区ごと、提供区分ごとの「量の見込み」等を設定しているものの数値を記載したもの、資料2(参考1)は、前回と今回の会議についての修正点、変更点を記載したものととなっております。

大変申し訳ございません。資料2(参考1)に記載誤りがありましたので、お手数ですが、修正をお願いいたします。資料2(参考1)の14ページ、1-6教育・保育等の「質」の確保・向上の追加事項の表の中の下から2行目に事業名で言いますと夏季休業時拡大枠という記載がございます。こちらは子どもルームが夏休みの利用だけを希望する方が多いので、それに対応する枠を拡大するというものなのですが、プラン上、掲載する場所は1章ではなく6章でしたので、この1章の資料にあるとちょっとおかしいことになってしまうという状況ですので、この1行が記載がないものが正しい資料ということになりますので、1行削除をお願いいたします。大変申し訳ございません。

最後に、資料2(参考2)が教育・保育の量の見込みと確保方策について、これまでの実績と今回の見直し後の内容についてをグラフで記載したものです。参考として御覧いただければと思います。

議題(2)に関する説明は以上です。

○久保会長 それでは、今の説明につきまして何か御意見、御質問ございますでしょうか。

久留島委員、お願いいたします。

○久留島委員 久留島です。キッズゾーンとキッズエリアに関してなんですけれども、一方で、小学校以降のアフタースクールとかの子どもたちの通学路は依然改善されておらず、ここでは就学前の人たちに対してなんですけれども、小学校以降の通学路等について、今度、アフタースクールなど多様なものが始まると、下校時間とか帰りの時間帯もばらばらになって、結構遅く暗い道を1人で帰る子もいれば、何人かで帰る人たちもいる。そこら辺の先の安全は検討事項の中にもし出していれば、今後どのようにするのか教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

- 久保会長 それでは、事務局、よろしいでしょうか。では、お願いいたします。
- 上田放課後子ども対策担当課長 生涯学習振興課の放課後子ども対策担当でございます。直接通学路の所管ではないのですが、私が承知している範囲ですと、小学校、あるいは中学校の通学路につきましても、痛ましい事故の発生を受けまして、基本的には教員が中心になって安全確認をして、必要な措置を講じているという状況であります。アフタースクールのほうの帰りの安全確保という意味では、こういうハード面での措置というのは、率直に申しまして、今のところ特に考えていることはございませんでした。
- 久保会長 久留島委員、よろしいでしょうか。
- 久留島委員 小学校以降も基本的に通学路は学校の管理下ではないので、そこら辺の認識も持ちながら、進めていただければと思います。よろしく申し上げます。
- 久保会長 事務局のほう、よろしくお願いいたします。
それでは、そのほかに。
では、原木委員、お願いいたします。
- 原木委員 資料2-1の18ページの(16)休日保育事業、夜間保育事業のところですが、これは毎年これだけ増えていくということなののでしょうか。それとも実施園がこの数ということですか。
- 臯月幼児教育・保育政策担当課長 実施園の数です。
- 原木委員 増えていないですけど、これはしょうがないのですか。
- 久保会長 では、事務局、お願いいたします。
- 臯月幼児教育・保育政策担当課長 合計としては増えていないですけども、令和4年度までやっていた民間園さんが1つやめられるということで、これ以上減らせないということで、新たに公立保育所でやりますというものです。
- 原木委員 分かりました。トータルの人数としては増えるのですかね。
- 久保会長 では、事務局、お願いいたします。
- 香川幼保運営課長 幼保運営課でございます。トータルの人数としましては、先ほど臯月から申し上げましたとおり、令和4年度末で民間園が1園、休日保育を取りやめになる代わりに、公立保育所のほうで10月頃受入れ開始予定で、今準備を進めております。そうすることによって4年度ベースは維持できる受入れ数になる予定でございますけれども、一方で休日保育の需要に対しては、もう少し不足しているところがございます。実施計画は令和7年度までの5、6、7年度の計画になっておりまして、もう1年増加についても実施計画のほうに載せさせていただいておりまして、そのニーズを見ながら対応していきたいと考えております。
以上でございます。
- 原木委員 ありがとうございます。お母さんたちも土日のお仕事をしていらっしゃるお母さんが結構多いので、ぜひこのあたり、公立保育所でしっかり担当していただけたらいいかなと思います。よろしく申し上げます。
- 久保会長 原木委員、これでよろしいでしょうか。
- 原木委員 はい。
- 久保会長 事務局のほう、よろしくお願いいたします。

そのほか御質問。

では、岸委員、お願いいたします。

○岸委員 岸でございます。話を戻して申し訳ない。先ほど久留島先生の御発言のキッズゾーン、キッズガード、そもそもこの言葉の意味がよく分からないのですが、キッズゾーンというのは子どものための通り道というのか、まず言葉の定義を教えてください。その上で。

○久保会長 それでは、事務局、お願いいたします。

○香川幼保運営課長 キッズゾーンですけれども、スクールゾーンと路面上に標示されているのと同じような形になるんですけれども、園庭のない保育園が集中している地域、500メートル以内のところをキッズゾーンと設定しまして、そのキッズゾーンに設定されたところの、特に今私どもがやっている事業ですと、園庭がない保育園が園庭の代わりに使う公園がどこかというふうなことを聴取しまして、その公園に行くまでのルートも聴取します。そのルートにゾーン全体を設定した上で、公園に至るまでのルートのところで、気をつけなくてはいけないところ、大きな幹線道路から車が生活道路に入ってくるような入り口のところなどにキッズゾーンという路面標示をプリントするというものでございます。実際、今年度、稲毛駅周辺で12月にモデルケースとして試行させていただきまして、実際、試行前と試行後に自動車の速度もスピードガンで計測をしたのですけれども、地点によって効果は変わりますけれども、最大5キロぐらい車のスピードが減速されている効果も確認されていますし、実際に試行後に園庭がない保育園の皆様アンケート調査をした結果を受けましても、皆様、高評価というか、このプリントがされたことによって、体感としても、やはり車の速度が遅くなっているし、そもそも車を運転する方や自転車の方も、より注意して走行してくれるようになったという感覚を受けているというような高評価もいただいております。

あともう一つ、キッズガードのほうですけれども、こちらは言葉としてはキッズガードとさせていただいているんですけれども、例えば公園などに園外活動に行くときに、やはり保育士だけでは注意が行き届かない部分もございますので、そういったときに補助職員として新しく雇う場合には、市のほうで人件費分、金額的にはそれほど高額ではないんですけれども、補助金を出しまして、安全確認などを一緒にやっていただくという補助職員をキッズガードと呼ばせていただいております。

以上でございます。

○岸委員 そうすると、園庭のある保育園や幼稚園の周りにはキッズゾーンはないということですかね。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○香川幼保運営課長 結果的には、やはり私どもとしても、園庭がない保育園さん等が公園に行くルートを設定して路面標示をする関係がございまして、結果的にたまたま近くに園庭がある保育園さんとかもあるかもしれませんが、基本的にはターゲットとしているのは、園庭がない保育園さんたちが園外活動で公園等に行く場合のルートのところに設定をするという形でやっております。

○岸委員 そうすると、要望になると思いますが、園庭がある幼稚園や保育園の周りも、登降園のときの安全ということは保護者の責任だと言えればそれまでなのですが、私のところなんかも抜け

道になっているので、結構危ないんですね。それで、市のほうでは配慮されて、歩道と車道の間結構大きめの道路鉋を、段と柱を造ってくださったのですが、子どもはそれに乗って遊びたがったり、それがあつたためにベビーカーを押して子どもを引いて通れないということがあつて、この間、中央土木の人に見てもらいました。さらに、その道路鉋と花壇と東電の電柱とが1か所に集まらつていて、車道を通りたくなるところがあつたり、そういうものもあるんで、もちろん今のキッズゾーンの意図はよく分かりました。ただ、必ずしも園庭がある幼稚園でも登降園の安全ということの確保は何らかの措置をしなくてはならないということをどこかで記憶していただければありがたいなと思つた。

以上です。

○久保会長 今の御意見について、事務局、よろしいでしょうか。お願いいたします。

○香川幼保運営課長 ありがとうございます。岸先生がおっしゃるように、どういう園に属していても子どもの安全が最優先だということは認識しております。ただ、この事業につきましては国の補助金を使つての事業というところもありますので、ほかに我々としても児童の登降園も含めて安全確保をどういうふうにするのかというのは、道路管理者である土木事務所とも連携しながら検討してまいりたいと思つた。ありがとうございます。

○久保会長 岸委員、よろしいでしょうか。

畠山委員、お願いいたします。

○畠山委員 私のほうもラインを引いてもらつたりしたんですけども、入り口が道路の通行量の多いところにあるとカーブミラーをつけたいと思つたんですけども、それはまた市の管轄が違つたから、できないと言われたんですけど、そういうところは土木事務所とか、例えば幼保支援課なら支援課に言つたら市役所内で調整をしていただくと助かるなというのが1点。

まだ幾つかあるんですけども、あと、幼小の連携も前からずっとやつていて、前は教育委員会で連携をやつていたと思つたんですけども、小学校とやろうと思つると校長先生の関心の度合いによつて全然やり方が違つてくるので、是非教育委員会とも連携していただいて、情報交換だけやつただけでは進まないと思つたんですよね。簡単にやるのは、小学校に行くとき学校探検とかいって校舎をぐるぐる回つて帰ってくるぐらいしかなかつた進まないんで、ぜひカリキュラム等を含めて、一緒になつて合同で意見交換会を企画しないと、こども未来局だけでやつてもなかなかできないと思つたので、ぜひ教育委員会との協議をやつしてほしいと思つた。

それとあと、もう1点は、自己評価で監査結果の公表をするというのであれば、前も言つたんですけども、事前にこども未来局の中に監査部門をきちつと設けて、推進の施策がきちつと実施されているか。例えば幼保運営課が指導しているとか、幼保支援課がやつているとか、監査部門と局が違つていて本当にこういうのができるのか。本当に効果を上げようと思つたば、監査は抜き打ち監査と、もう一つは、施策がきちつと実施されているか、その辺の項目を事前に公表して、その自己評価をしっかりとやらせるべきではないかなと思つた。

私は銀行にいたんだけど、金融庁の検査なんかをやると、あらかじめ検査する項目と、全く予告なしの検査がぱつと来てやられることがあるので、その辺のところを工夫していただきたい。

それと、第三者評価は文科省も厚労省もみんな最近言い始めているんですけども、これも私のところでも一遍やろうかと検討したんですけども、第三者評価をする団体は、ずっと読んで

いたら、千葉県で認定した監査報告をする団体は、NPOだとか他に幾つかあったと思うんですけども、千葉市は政令市なんだから、千葉市で第三者評価をする団体を、これは第三者評価をするのに適正だと、場合によっては、その業者を使って、高いところだと100万円ぐらいかかるところもあるみたいですから、それに対して補助金をしっかりつけて、これからは質の高い幼児教育をやろうと思うと、福祉関係ではかなり第三者評価は進んでいるみたいですけども、これもぜひ第三者評価をしっかりやっていくべきではないかと思っておりますので、その辺のところの検討もお願いしたいと思っております。

以上です。

○久保会長 それでは、担当の事務局、お願いできますでしょうか。最初のカーブミラーというか、市役所との関係で、お願いいたします。

○香川幼保運営課長 幼保運営課でございます。まず、カーブミラーの関係でございますが、ごめんなさい。私の知識不足でカーブミラーの設定が交通管理者である警察の権限なのか、道路管理者である土木事務所の権限なのかというのが、今お答えできないんですけども、いずれにしましても、園運営の中で危険が感じられる場所があって、そういった御相談が、例えば土木事務所に行ってくださいということをお願いするつもりはなく、御相談いただければ、どこまで具体的に対応できるかというのはありますけれども、可能な限りの庁内調整はしたいと思っております。

あと、私のほうから2点目、監査結果の公表のところでございます。こども未来局に監査部門を置くべきだということにつきましては、これは全庁的な組織の体制のところがありますので、貴重な御意見としてお伺いできればと思っております。

あと、抜き打ち監査というわけではないんですけども、本市では巡回指導員を公立保育所長のOBでやっておるんですけども、その巡回指導員につきましては、コロナ禍においては、基本的に事前にアポを取った上で御訪問させていただいていたんですけども、コロナが収束して秋口以降、保育の実際の運営面がどうかということにつきましては、基本的には予約なしで訪問させていただいて、その場で現場を見させていただいて御助言をさせていただくということはさせていただいております。

あと、第三者評価のところにつきましては、実際、受審するに当たって高額な費用がかかるということは承知しております。今私どものほうで受審に対する助成制度があるかと言われると、ないところなんですけれども、おっしゃるようにきちんと客観的な評価で運営が担保されるというところは非常に重要なところだと思っておりますので、こちらについても宿題ということで、今後検討してまいりたいと思っております。ありがとうございました。

○久保会長 では、事務局、お願いいたします。

○皐月幼児教育・保育政策担当課長 幼保小連携についてですけども、先生が御指摘のとおり、学校の教頭先生、校長先生が替わると途端にやりにくくなるというような御意見は保育園、幼稚園等の方からも多くいただいております。小学校と幼稚園、保育園等の連携をもっと強化していく。そのために、その前の段階として、こども未来局と教育委員会の連携をもっと密にしていく必要があると認識しております。来年度はまず、最初の一步ということで、幼稚園、保育園の先生等と学校の先生とがじかに話し合う機会を何とか設けたいということで、今回、プランには入れさせていただきましたが、記載はしていませんけれども、教育委員会との連携も深めていき

たいと思っています。

以上です。

○久保会長 ただいまの説明に対しまして、畠山委員、よろしいでしょうか。

○畠山委員 本当にやろうと思うと、やっぱりカリキュラムをきちっと決めてやらないと、今の幼小連携なんて、私のところなんかもそうなんですけれども、学校探検で入学前に校舎をずっと回ってきて、それでおしまいみたいな、それから、遊戯室の中で一緒に遊んだりはするんですけれども、私はそれはちょっと違うのではないかなと。文科のほうは「架け橋プログラム」と言っていますから、幼稚園とか認定こども園は教科書のない幼児教育をやっていて、小学校はきちっと教科書があってやっているんですけれども、その辺のところの兼ね合いをきちっと研究しながら、小学校に入っても幼稚園で学んだことがずっと続けられるような体制ができたらいいなと思っています。

○久保会長 事務局のほう、よろしいでしょうか。お願いいたします。

○皐月幼児教育・保育政策担当課長 文科省のほうで「架け橋プログラム」が動いていることももちろん承知しておりますが、コロナでそもそも幼稚園、保育園と学校の交流が2年間、ほぼ途絶えてしまったというような状況もありますので、まずそこから復活させるというところを令和5年度は動いていきたいと思っております。貴重な御意見、ありがとうございます。

○久保会長 畠山委員、よろしいでしょうか。

○畠山委員 はい。

○久保会長 それでは、そのほか。

それでは、小原委員、お願いいたします。

○小原委員 先ほどの質問と関連するんですけれども、要望ということで、久留島委員からもアフタースクール後の帰宅に関して、教員の配慮の範疇だということでお話がありましたけれども、教員の負荷が高いという課題がありますので、教員の負荷を高めることなく子どもの安全を確保するという観点で検討いただきたいということをお願いしたいと思います。具体的な案としましても、地域全体で支えていく仕組みということで、シニアの方々も地域への貢献のために何かしたいという方もいらっしゃると思いますので、そういった地域の方も借りながら、子どもの安全を確保していくという観点での検討をいただきたいと思います。

以上です。

○久保会長 では、事務局、お願いいたします。

○上田放課後子ども対策担当課長 放課後子ども対策担当です。あくまで私は放課後のほうからのお話ししかお答えできないんですけれども、御意見を申し伝えさせていただきます。教員の負担軽減は教育委員会としても大きな課題だと思っております。参考までにシニアの方の地域貢献という意味では、皆さんよく御存じかもしれませんが、セーフティウオッチャーさんという、朝、それから帰りに見守ってくださっている方にたくさん御協力いただいておりますので、そういった方々とも御協力いただきながらというふうに考えておりますので、所管のほうに申し伝えま

○小原委員 シニアばかりじゃないでしょう。

○上田放課後子ども対策担当課長 そうですね。必ずしもシニアの方とは限らないですね。失礼し

ました。

○久保会長 小原委員、よろしいでしょうか。

○小原委員 はい。

○久保会長 では、上村委員、お願いいたします。

○上村委員 上村です。1番目の保育と教育の「確保方策」のところについてなんですけれども、いつもそうなんです、ニーズがあるというところ、「量の見込み」というところで計算をして、それに対してそれを確保するためにどうするかということで数字が出されているというふうには、そこは理解をしているんですけども、あくまでも数字上の定員、そして、その定員に対する配置されるべき保育士の数というところで計算をして出していると思います。ところが、蓋を開けてみると、保育士は足りなくて定員を充足できないという園が、これだけ保育所、幼稚園が増えてくるとたくさんあると思うんですね。法的に足りているイコール保育の質が担保できているということではないので、やはりどこの園も、できればプラスアルファの保育者を採ってゆとりのある保育をというふうに思っていると、もう何年もこの話になると思うんですが、少ないパイをみんなで奪い合うということがずっと続いている。結果的に千葉市がどうかということではなく、ここのところ、保育所に限らず悲惨な事件のニュースがずっと続いていますよね。そういうことが起きてくるときに、子ども・子育て会議自体が量のことを議論する場ではなく、やっぱり質のことをも含めて「確保方策」といったときに、数字上なんですよね。開けてみて、定員は入れてあげたいけれども、良心的な保育所だったり幼稚園だったり保育園は、うちでは無理だということで、空きがあっても受け入れられない。結果、定員に満たないいろんなところで収入も減になり経営ができなくなる。千葉県内ではないにしても、今までいい保育やいい幼児教育をやっていた園が閉園せざるを得ないという悪循環に陥っていくのは、もう目に見えていると思うんですね。まして厚労省も、保育所の入所人数は、あと二、三年でもう頭打ちということで計算を出していると聞いていますので、そのあたりも含めて、人数を確保すればいいのではなくて、どういうふうに子どもの安心・安全の保育の時間を確保するのかということも、併せてやっていただきたいいつも思っているんですが、そのあたりはどのようにお考えなのか伺えればと思います。

○久保会長 それでは、事務局、お願いいたします。

○香川幼保運営課長 幼保運営課でございます。今、先生がおっしゃった内容は、まさにおっしゃるとおりだと思っています。本市の取組を御紹介させていただきますと、国の配置基準を上乗せした条例の配置基準を設けているということがございますし、当然そのような配置基準を設ける以上、保育士の方を雇うための補助金、人件費部分を支出させていただいている。さらに、配置基準を上乗せして雇う場合についての補助金というのも、予算額ベースですと18億円ぐらいの予算を組んで御支援をさせていただいているというところがございます。ただ、先生のおっしゃるとおり、少ないパイを奪い合うという現状に対しては、決して解決策にはなっていないということは十分承知しておりまして、本当に保育士の方を他団体を含めて奪い合っているという状況にあるということは認識しております。本市としましても、保育の質は向上させていかなきゃいけないということは考えておりまして、先日、保育の質の向上のためのバージョンアップ宣言を出させていただいてまして、今後は質の向上にシフトチェンジして、これまでどおり量の確保は

やっぴいかなきやいけなひんですけれども、今まで以上に質の確保をやっぴいかなきやいけなひんだらうというふうなことで、それに基づいて質の向上のための取組をやっぴいきたいと思っぴおります。

例えば先ほど申しあげましたとおり巡回指導員を増員した上で、各園に定期的に巡回をして助言・指導をさせていだいたり、例えば外国籍の児童の方も地域によっては増えていますので、そういった児童、また保護者に対しても安全な保育を提供できるように通訳の配置ですとか、そういったいろいろな取組をバージョンアップ宣言に基づいて、さらなる質の向上のために取組んでいきたいと思っぴしております。

以上でございます。

○久保会長 上村委員、よろしいですか。

○上村委員 何をもって質の向上というのかは、この会議においてはずっと議論されてきているところなんですけど、効果測定がされていない。質は目に見えないものなので、確かにはかれないんですけれども、それをやっぴりやらないと、質が向上したというふうには言わない。幼稚園でも保育園でも、例えば保護者の口コミで、あそこの園、いいよねというところに人気が集まる。でも、それって感覚なんですよね。雰囲気がいいとか、先生たちが仲がいい。それは学生も同じで、就職する際に、雰囲気がいいから決めたみたいところで、保育の中身ではないので多少残念ですけれども、なので、難しいんですけれども、効果測定をするというところも含めて考えていただいて、それが開始できると、こんな取組をすると、こういうふうに変わっていくんだ。研修すればいいということではないと思っぴているので、そこもぜひお考えいただければいいかなと思っぴます。ありがとうございました。

○久保会長 事務局、今の点についてよろしいでしょうか。お願いいたします。

○香川幼保運営課長 幼保運営課でございます。バージョンアップ宣言を取りまとめる前に、保育者実態調査ということで、すみません。これは保護者様じゃないんですけれども、市内の保育者、幼稚園教諭を含めて6,000人の方にアンケートを取って4,000人の方から回答を受けたというのをベースに、どういう向上策をやっぴいこうかというふうなことを組み立てました。そこで、あくまで保育者ベースになるんですけれども、保育者ベースで質の観点から、こういうところが問題があるんじゃないかというところにどういう対応ができるかというふうな宣言を取りまとめたところでありまして、今後、中間期に、再度、保育者の方の実態調査のアンケートを取ろうと思っぴていますので、そういったところで数値がどれだけ改善したかということもはかれるのではないかと思っぴしております。

また、例えば公立保育所ですと、保護者の皆様のほうに保育についてのアンケート調査とかもやりながら、今後の保育に生かしていつているというところもございまして、そういった取組も引き続きやっぴいきたいと思っぴしております。

以上でございます。

○久保会長 上村委員、よろしいでしょうか。

それでは、畠山委員、お願いいたします。

○畠山委員 私も上村委員と意見が一緒なんですけれども、保育の質って何だらうというふうな園の経営をしていて思っぴうんですよね。保育の質を向上する、これも2つあると思っぴうだけども、

それに対する保育を行う環境を整備するというのが、まず一つあるかと思います。では、保育者の能力の向上をすることは、どういうことをやっていったらいいのか。

あともう一つ、経営者が考えるのと、保護者はどうやって考えるかというので、銀行ではよく使っていたんだけど、顧客満足度ということで、保護者の人が幼稚園、保育園に行っていて、どうやって満足を持っているか、それから、どんなことをしてほしいのか、その辺のところも機会があったらデータを取っていただけるといいなと。私どもでも、うちももうじき創立70周年になるので、70周年を機に、どういうのが質の高い保育なのか。この辺のところをいろいろ考えると、保育者一人一人が子どもに寄り添って保育をしていくというのは、1つは考えられるんですけども、あと、こども園としてどんな保育をやっていったらいいのかということ非常に悩むところなので、その辺のところをデータなり後で検証するようなことができたらいいなと思っています。

以上です。

○久保会長 それでは、事務局、お願いいたします。

○香川幼保運営課長 幼保運営課でございます。今の御意見に対して、直ちにこうだというふうな御回答ができないんですけども、今、各園で実施している保護者の皆様に対してのアンケートの結果の分析を、今は、例えば公立園ですと、それをどう次の保育に生かしていくかというふうなことを個々の園でやっているんですけども、それを全体的に分析してみるとか、そういったことも1つの方策としてあるのかなと、今、御意見を伺っていて思ったんですけども、御意見を承りまして、今後検討させていただければと思います。ありがとうございます。

○久保会長 畠山委員、よろしいでしょうか。

○畠山委員 はい、いいです。

○久保会長 それでは、久留島委員、お願いいたします。

○久留島委員 たまたま幼保小連携で関わらせていただいている部分もありますので、その中で、ここでも見直しのところで、「家庭と保護者に対する啓発・支援」というところがあるんですけども、そこら辺のところで、今アンケートを保護者にも取っていて、保育者にも取っていてというところで、他の部署と結果を精査しながら見直していくということと、あと、これも前にも申し上げたんですけども、今の保護者の方たちは認定こども園というのを全く知らないで育て、認定こども園ということ自体、幼児教育ということ自体も、保育所指針が10年ごとに改定され、学習指導要領も改訂されている中で、そこら辺のところの利害関係者である保護者にも、その理解をどう図っていくかというところは丁寧にやっていくことと、千葉市も認定こども園というところで前に出しているの、選択する段階で、今の保育はこういうもので、それがどういうふうに学校教育につながっていくかという部分について、丁寧に説明をしていく必要があるのかな。どうしても今、保育も大分変わってきて、さっきの子ども権利ということ自体、保護者にとっては何だろうなというようなことを言われることもあります。そういうところも含めて全体的に他の部署と連携して発信をしていくということも、この中にいろんな場面で、今回は幼保小の連携とか家庭ともあるんですけども、そういうところも含めて考えていかれればと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○久保会長 事務局、よろしいでしょうか。では、お願いいたします。

○**皐月幼児教育・保育政策担当課長** ありがとうございます。久留島先生がおっしゃってくださったように、幼保小連携・接続の中長期的な方針の策定に向けて現状値を把握するために、年長（5歳児）の保護者さんと小学校1年生の保護者さんにアンケートを取る、また、幼稚園、保育園、小学校等の施設の方にアンケートを取るというものを、今実施しているところです。その中で相談ができたかとか、小学校に上がるのに当たって不安というか、何かあるかとか、そういったものについてお聞きしていますので、そういうのも先ほど畠山委員が御指摘された効果を見るとか、満足度とか、そういうところの数値の参考にはなるのかなと思うところなんですけれども、ちょっとまだアンケート結果の取りまとめ等ができておりませんので、結果が出たら、こちらの会議にも御報告をさせていただければと思います。

また、久留島委員、御指摘のとおり、保護者への丁寧な説明という意味では、「もうすぐ小学生！」というパンフレットを作った後に、その後、改訂等もしておりませんので、最新の状況を踏まえたもっと丁寧な説明というものについても検討していきたいと思っています。ありがとうございます。

○**久保会長** 久留島委員、よろしいでしょうか。

○**久留島委員** 生まれたときからの早い段階から、子どもを持つ親になるというところの時点からの周知が引き続きほかの事業でも取り組まれて、その中でも強くアピールしていく必要があるのかなとは感じました。ありがとうございます。

○**久保会長** それでは、そのほか御質問、御意見ございますでしょうか。

増田委員、お願いいたします。

○**増田委員** 15番の学習用Wi-Fi整備というところなんですけれども、こちらのほうは令和5年度、6年度の継続事業という形になっているんですが、なかなか子どもの目には触れないと思うんですけれども、実際には、私たちのところは後なんだ、早く入ったところはいいなというような感じに物すごくなる部分だと思うんですね。これが継続事業になった理由というのは当然あるとは思いますが、もしも前倒しで実施ができれば実施するつもりはあるんだというような気持のほうを子どもたちに何か伝えられるような流れをつくっていくことのほうが、全体で見たら、ひょっとしたら1事業なのかもしれないんですけれども、こういったもののほうを、この年にこうやるんだという形ではなくて、もしも可能であれば、できる限り早く全部の子どもたちにこのような環境が届くように進めていきたいというもののほうを何かあるとうれしいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○**久保会長** それでは、事務局、お願いいたします。

○**石田課長** 健全育成課です。御意見ありがとうございます。ごもつともだと思います。子どもルームのほうは全部で159か所あります。それを一斉にという要望も出してはいたんですが、予算の関係もあるんですが、まずは令和5年以降は30、30、そして33ということでやっていきます。アフタースクールのほうは次年度、全アフタースクールに入れます。この順番なんですけれども、本当に一斉にできればいいんですが、今調査しております、教育委員会と連携して、ギガタブを持ち帰って使っている学校の頻度とか、そういうのを全部データで調査して、取りあえず令和5年度については、よく宿題を出しているとか、子どもたちがギガタブを本当に利用しているところを中心に、あとは研究指定校とかを織り交ぜて、そういうところを抽出して、まず選

んでいきます。本当に前倒しできれば、我々もよいとは思っておりますので、チャンスがあれば、そういうふうには考えていきたいと思えます。御意見ありがとうございます。

○増田委員 ぜひ前倒しを期待しております。

○久保会長 よろしいでしょうか。それでは、そのほか御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、ほかに御意見がないようですので、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

【 異議なし 】

○久保会長 異議なしということで、それでは、事務局案のとおり決定いたします。

続きまして、議題（3）令和5年度における施設・事業の整備計画について、事務局から説明をお願いいたします。

○臯月幼児教育・保育政策担当課長 それでは、資料3をお願いいたします。A4、1枚のものになります。

こちらが先ほど御説明した子ども・子育て支援事業計画の見直しを踏まえまして、令和5年度予算での整備予定について記載した資料となります。令和5年度におきましては、四角囲みの中にあるとおり、合計15か所、451人分として4億2,500万円の予算を可決していただいたところでございます。

内訳としましては、1、認定こども園の移行支援が4か所、2、認可外保育施設の認可化移行支援が3か所、3、小規模保育事業開設支援が2か所、4、事業所内保育事業の認可支援が1か所、5、民間保育園の整備が5か所、過去に整備した保育園や新たに整備する保育園への賃借料補助が5件という内容となっております。

前年度（令和4年度）の当初予算と比較すると、約2億6,000万円の減とはなっておりますが、プランに基づく必要な整備量は確保できるものと見込んでおります。

説明は以上です。

○久保会長 それでは、ただいまの説明につきまして何か御質問、御意見ございますでしょうか。

それでは、廣田委員、お願いいたします。

○廣田委員 廣田です。総額4億円で、前年度対予算で2億6,000万円減と、素人が聞いていると結構大きい減だと思うんですけど、具体的にコスト削減で成功したと感ぜられる部分があれば教えていただきたいです。

○久保会長 それでは、事務局、お願いいたします。

○臯月幼児教育・保育政策担当課長 ありがとうございます。令和4年度は749人分として約6億9,000万円の予算でございました。今回、プランの見直しで「量の見込み」と「確保方策」を下方修正したことを受けまして、令和4年度と比べて下がっているところになります。内訳の中で一番件数が大きく変わったのは3の小規模保育事業開設支援なんですけれども、令和4年度は9か所予定している中で、令和5年度は2か所を予算化いたしました。小規模保育事業というのは、定員が多くても1か所19人となりますので、1か所整備してもあまり定員は増えない。また、先ほど議題（1）で御報告したように、定員の総数が少ない分、定員割れしたときの経営への影響が大きく、閉園する施設等も多いことから、小規模保育事業の整備量を減らして、代わりに民間保育園の整備量等については、こちらは定員が59人とか60人とかで予算を設定しておりますので、

あまり減らさないような形で予算の内訳を組んだところでございます。

以上です。

○久保会長 廣田委員、よろしいでしょうか。

○廣田委員 となると、費用の削減理由というのは、施策でうまく削減できたというよりは、どこに投資するかを見極めた結果という理解でよろしいでしょうか。

○臯月幼児教育・保育政策担当課長 はい、そうです。

○廣田委員 分かりました。ありがとうございます。

○久保会長 それでは、よろしいでしょうか。では、そのほか御質問、御意見ございますでしょうか。

それでは、御質問、御意見がないようですので、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

【 異議なし 】

○久保会長 ありがとうございます。それでは、事務局案のとおり決定いたします。

続きまして、報告事項（１）（仮称）こども基本条例の制定に向けた取組みについて、事務局から説明をお願いいたします。

○宮葉課長 こども企画課の宮葉と申します。私のほうからは（仮称）こども基本条例の制定に向けた取組みにつきまして御説明させていただきます。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

それでは、資料４をお願いいたします。まず、この取組に当たる背景ですけれども、本市ではこれまで、子ども施策を重要施策の一つと位置づけまして、「千葉市こどもプラン」に基づき様々な取組を進めてまいりましたが、増加する児童虐待事案ですとか不登校事案のほか、子どもの貧困、ヤングケラーなどへの対応が喫緊の課題となっております。

こうした状況の中、子ども施策のより一層の推進を図るためには、行政だけではなく、社会全体で子どもや子育て家庭を支援する機運の醸成が必要でありまして、国によるこども基本法の成立を契機といたしまして、本市においても子ども施策の基本となる事項などを定める条例の制定に向けて取り組んでいくこととしたものでございます。

続いて、条例検討委員会の設置でございます。様々な立場の方からの意見等を集約いたしまして、条例に反映させるため、若者を含む公募市民とか子どもに関する事業に従事する方、あるいは学識経験者の方など、合計20人で構成する条例検討委員会を設置いたしまして、条例に規定する項目とか内容等について審議していただくこととしております。

3番の主な取組みですけれども、この条例の制定の過程に、当事者である子どもや若者をはじめとする多くの市民の方に参加していただくことが重要と考えておりまして、次の取組みなどを実施する予定でございます。

1つに、機運の醸成を図る契機とするためのシンポジウムの開催、次に、子どもや一般の方を対象とした各種アンケート調査の実施、それから、これまでも本市が取り組んでまいりましたこどもの参画推進事業を活用した子ども・若者からの提案、こういったものを行いながら、条例制定に向けて取り組んでいきたいと考えております。

4番のスケジュール（予定）ですけれども、今年度は、第1回の条例検討委員会を来週、開催

することとしております。

5年度につきましては、この条例検討委員会を4回程度開催いたしまして、条例素案の審議等を行っていただくほか、シンポジウムの開催、あるいはアンケート調査の実施、こういったものを行っていきたいと考えております。

6年度につきましては、引き続き条例検討委員会を3回程度開催するとともに、そこで取りまとめられた内容などを基に、パブリックコメント手続を実施いたしまして、その結果を踏まえて市議会に条例議案を提出して、7年度からの条例の施行を目指しております。

条例制定に向けた取組みにつきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○久保会長 それでは、ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問。

久留島委員、お願いいたします。

○久留島委員 とてもありがたい取組であると思います。本当にこれが進んでいくといいなと感じております。

1点、大抵このような条例を定められるときに、委員の中には子どもに関心がある人しかいないんですね。うちの町内会でも、実際のところ、もう子どもを持たない世代のほうが増えていきます。さっきのアフタースクールとかの放課後子ども事業についても、やっぱり今、多くの方が長く働いていらっしゃるの、参加できる人がどんどん減っちゃって、地域との乖離とか、あと、子どもを持たない人も、今、社会でというふうにお話が出ているので、社会を構成するというのは、別に子どもを持っている人だけではなくて、それ以外の方もいらっしゃるの、ぜひそういう方も含めて、うちの町内会にもいるんです。でも、子どもには関心があるよとって子どもに関わることをやりたいんだと言っている者もいるので、こういうところだからこそ、社会で受け入れる受皿をつくるということだからこそ、子どもに関わらない人の参画というのものも、ぜひ検討していただければなと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○久保会長 では、事務局、お願いいたします。

○宮葉課長 ありがとうございます。検討委員会の委員につきましては、基本的に今御説明しました学識経験者の方ですとか、子どもに関わる事業に関わっていらっしゃる方とか、公募市民、こちらのほうも20人のうち4名の方に入っていただく形になっておりますので、そこはそういった方々で御審議いただくのですが、いろんな意見を取り入れていくということで、アンケート調査とか、あるいは意見の聴取は丁寧に進めて、幅広い世代の方々の御意見を聞きながら、条例制定に向けて審議していただく形にしたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○久留島委員 子どもの声がうるさいという人もいますので、そういった方も当事者として入っていただいたほうが深まると思いますので、よろしく願いいたします。

○久保会長 よろしいでしょうか。それでは、そのほかに御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御意見、御質問がないようですので、次の議題に進みたいと思います。

続きまして、報告事項(2)第2期放課後子どもプランについて、事務局より説明をお願いいたします。

○上田放課後子ども対策担当課長 教育委員会のほうから参りました放課後子ども対策担当の上田と申します。千葉県放課後子どもプラン第2期につきまして簡単に御説明をさせていただこうと思います。座って失礼いたします。

お手元の資料につきましては、順序は逆で恐縮ですが、資料5-4を使って御説明させていただきたいと思います。プランの概要とあるものです。こちらにつきましては、この子ども・子育て会議の審議事項という位置づけではなくて、教育委員会会議で3月15日に内容については議決をいただいている案件でございます。ですが、子どもルーム、アフタースクールは双子の事業でもありますし、皆様とも関連があることですので、御報告を差し上げたいと思いますので、忌憚のない御意見をいただければと存じます。

では、簡単にプランの概要をもちまして説明させていただきます。この放課後子どもプランでございますが、概要の1ページの真ん中、計画の位置付け・対象施策の範囲というところにありますとおり、アフタースクール、放課後子ども教室、子どもルームという3施策を中心として構成するかなり限られた範囲に関する計画であります。アフタースクールと申しますのは、放課後子ども教室と子どもルームを、いわば一体的に運営するようなものでありまして、希望する全てのお子さんに毎日の居場所を提供する、それから、体験・活動の機会、継続的な学びの機会をパッケージで御提供している事業になります。こちらのアフタースクールにつきましては、原則として民間の事業者さんに運営を委託して実施しております。放課後子ども教室というのも、あまり皆さんなじみがないかもしれません。こちらにつきましては、地域の住民、保護者の参画を得まして、児童に様々な体験・活動の機会を提供するという事業になります。御近隣の方が、例えばドッジビーを教えてくれるとか、囲碁を教えに来てくれる御近所の方がいらっしゃるとか、そういったことを学校で展開するものであります。子どもルームにつきましては、皆さんもよく御存じのとおりです。

計画期間につきましては、令和5年度から5年間ということになります。

おめぐりいただきまして、時間の関係もありますので、現状と課題は割愛させていただきます。3ページ、基本理念というところがございます。第1に、希望するすべての児童に、安全・安心に過ごすことができる放課後の居場所を提供すること、第2に、希望するすべての児童に、放課後における多様な体験・活動の機会を提供する、3点目といたしまして、居場所、体験・活動の機会の提供に当たりまして、学校施設を有効かつ積極的に活用する、この3本が基本理念となっております。こちらは現プランから継承した基本理念で、大きく変更はございません。

第4章からが施策の方向性というところなのですが、先ほど御紹介しましたアフタースクールというものは、まさにこの基本理念を実現するためにつくった仕組みと言えます。真ん中の矢印の下、◎がありますけれども、この次期プラン以降は、当面導入が困難な一部の学校を除きまして、全ての小学校にアフタースクールの導入を目指すということとともに、拡充のペースを加速いたしまして、基本理念の早期実現を図るということにしております。このアフタースクールの導入というのが何を意味するかといいますと、先ほどありました放課後子ども教室と子どもルームが併せてアフタースクールというものに置き換わっていくということになります。

囲みの中に留意点を3点挙げておりますけれども、1点目はとりわけ重要でありまして、子どもルームが培ってきた「安全・安心な居場所」、「健全育成の場」としての役割、それから放課

後子ども教室が培ってきた「地域や保護者とのつながり」を適切に継承する必要があります。

次のページを御覧ください。4ページでございます。ここからは施策の展開の部分でございますが、まず、アフタースクールに関しましては、(1)の導入計画がこのプランの一つの中心になっております。この導入計画というものは、具体的にアフタースクールをどういう順序で導入していくかという計画なのですが、まず、基本的な考え方としまして、10年後の令和14年度までにどれだけの学校にアフタースクールを導入できるかというところを見ますと、小学校は107あるんですけれども、その中の98校に導入可能と判断しております。こちらが、実は現プランでは40校程度しか導入できないと判断をしていたのですが、このたび学校の利用、活用を進めるということで、再度シミュレーションしまして98校まで展開可能と判断しております。令和5年度以降は、これまで6校ずつのペースで拡充してきたものを10校ずつにペースアップいたしまして、令和12年度までに98校の導入を完了するという計画になってございます。下に、当面導入が困難と見込まれる学校ということが出ております。これは、新宿小から稲毛小まで9校、近隣のマンション開発等が見込まれるため、学校のサイズとミスマッチが起こっております。学校の中でお子さんをお預かりして体験・活動を提供するという事業でありますので、残念ながら、この9校については、10年後においても導入は難しいという状況であります。

7ページに一旦、目を移していただきたいんですけれども、7ページがその具体的なアフタースクールの導入計画、つまり、令和何年度にどの小学校にアフタースクールが導入される予定でということをお示ししたものでございます。先々までお示しすることについては、一方で、推計児童数というのは、あくまで推計でありますので、狂ってくる可能性があります。ですので、この計画が100%確定かと申しますと、難しいところがあるんですが、先々の見通しをお伝えしながら施策を進めていきたいということで、一旦ここまで公開させていただいたということでございます。

ページを4ページにお戻りいただけますでしょうか。(2)が育成支援及び施設運営に係る質の確保・充実というところでございますけれども、これは、例えば未就学のほうでいいますと、育成支援というのは保育というふう置き換えられると思いますが、育成支援の質の確保・充実というところでございます。これは子どもルームが培ってきたものをしっかり継承していくに当たって、アフタースクールにおいても不可欠な取組であります。ここをしっかりとやっていくということを述べさせていただいております。最後の丸にありますインターネット環境の整備というのは、先ほど話題に出ましたギガタブ対応の部分でございます。

また、(3)の体験プログラムというのがアフタースクールの特色なんですけれども、これは放課後子ども教室を継承した部分でありまして、2つ目の丸にあります地域人材や保護者の参画を得ることが最大のポイントになります。このあたりをしっかりとやっていくことが必要になってまいります。

(4)の継続プログラムというのは、別途参加費を頂きまして、習い事のようなものを御提供する事業になります。

次に、5ページの放課後子ども教室の全ては御紹介できないんですけれども、重要なものを2点だけお伝えいたします。5ページの(2)の総合コーディネーターによる活動支援というのは、今、放課後子ども教室が地域のボランティアの方に実行委員会を学校ごとにつくっていただいて、

体験・活動の企画運営から実施までをやっていただいています。それが担い手不足でかなり厳しい状況になっております。また、コロナ禍の影響がありまして、活動停止状態になっているような小学校も少なくありません。そういった困難を抱えている学校にプロの手といいますか、事業者の手を入れて企画運営のお手伝いするというのが、この総合コーディネーターによる活動支援というもので、これをアフタースクールの導入が令和10年度以降になる、かなり先になってしまいうところに御提供いたしまして、何とか活動の機会を確保していきたいというものです。

それから、(5)のアフタースクール導入が当面困難な9校における機会の確保というところですが、こちらにつきましては、放課後子ども教室は今申し上げたような状況でありますので、思い切って民間委託をさせていただくことを考えています。民間委託と申しますと、民間丸投げという印象があるかもしれませんが、委託の内容といたしましては、地域の方々に体験・活動の機会を提供していただくということを委託する。ですので、委託事業者が自前で提供するのではない。そういうちょっと難しい面もある事業でありますので、令和5年、6年はモデル実施ということで1校やってみて、それを9校に令和9年度までに展開していくことを考えております。

それから、次のページは子どもルームでございますが、(1)受入枠の拡充につきましては、需要の高い地域に的を絞った施設整備をこれからも続けていくということになります。

その他、割愛してしまっていて恐縮ですけれども、(3)の育成支援、施設運営の質の部分につきましては、先ほど申し上げましたとおり、アフタースクール、子どもルームは同等のことをやる必要がありますので、基本的には書いてあることも同等でございます。こども未来局と教育委員会がよく連携しまして、同等の中身を確保してまいりたいと考えております。

本当に雑駁なんですけれども、プランの中身につきましては、こういった内容でございます。加えて、資料5-1、5-2は、このプランに関して行ったパブリックコメントの結果であります。2月3日から3月2日にかけて実施いたしまして、9名の方から75件の御意見をいただいております。主に、現在、子どもルームで指導員等として従事されている方とか、そういう御経験がある方からの御意見が大半を占めている状況であります。たくさんの御意見がありますので、この場で全て御説明することはできないのですけれども、主な内容といたしましては、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に運営するというアフタースクールの仕組み自体に対する御懸念でありますとか、子どもルームにおける児童の「生活の場」としての機能とか、児童1人当たりの面積や職員配置などがアフタースクールへの移行によって損なわれたり低下したりするおそれはないかというご懸念、それから、やはり今多くの子どもルームを社会福祉協議会さんのほうで受託をされていますので、公的性格の強い部分から民間の事業者への運営委託ということで、その点に関する御懸念、こういったものが多く挙がっております。

これらの御意見に対しましては、アフタースクールは保護者の就労状況等にかかわらず、希望する全ての児童に安全・安心な居場所、体験・活動の機会を提供するものでありまして、基本理念の実現に必要なものですということ、あるいは、アフタースクールも放課後児童クラブとしての位置づけは有しておりますので、面積、職員配置をはじめ放課後児童クラブの基準を満たして実施するものであり、良好な環境の整備とか育成支援の質の確保・充実を図ってまいりますということ、それから、地域の方々の参画を得ながら、多様な体験・活動の機会を提供することによりまして、様々な大人と関わりを持ちながら、子どもたちがより豊かな放課後の時間を過ごすこ

とができるということ、当然、モニタリング調査その他の現地調査や利用者からの評価を活用しまして、民間事業者の適切な運営を担保していくことなどを御説明しまして御理解いただきたいと考えているところです。

いただいた御意見は真摯に受け止めまして、子どもルームが果たしてきた役割を適切にアフタースクールに継承していくことができるように、子どもルーム所管のこども未来局と教育委員会がこれまで以上に緊密に連携いたしまして、丁寧な引継ぎや良好な環境の整備、育成支援の質の確保・充実に努めてまいりたいと考えております。

御説明は以上でございます。

○久保会長 それでは、今の説明につきまして何か御意見、御質問ございますでしょうか。

では、原木委員からお願いします。

○原木委員 すみません。よく分かっていないかもしれないんですけど、アフタースクールは全部民間の業者が受託してやるという形になるわけですかね。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○上田放課後子ども対策担当課長 現時点では公募をかけたときに十分な数の事業者が応募してくださっている状況でありますので、民間事業者への運営委託で進めるという方針でやっております。

○原木委員 多少そこで心配になるのが、学校側と放課後のアフタースクールとの連携と申しますか、例えば発達障害のあるお子さんが学校ではよくフォローされているけど、アフタースクールに行ったときにフォローされなくて、結構トラブルのもとになっちゃったりとか、いじめの対象になってしまったりとか、あと、健康問題でありますとか、そういうことがすごく出てくると思うんですね。往々にして、学校の先生に学校外のことをお話したときに、放課後のことは学校は知りませんと言われてしまうことが多くて、私たちもすごく困っているんですけど、だから、そこをしっかりと、知りませんではなく、お互い連携を取って見ていけるような連携体制をつくっていけるようにしていただいたほうがいいなと思います。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○上田放課後子ども対策担当課長 放課後のことは学校とは関係ないということにつきましては、当然そんなことはあってはならないことでありまして、アフタースクールを全校に展開していくに当たって、学校との合意形成という課題がありました。昨年度来、例えば教育委員会の中に校長会、教頭会、教務主任会から代表を出していただいて、アフタースクール導入、運営に関するマニュアルを一緒につくって、どういうお部屋の使い方をして、どういう形で情報共有をして、その情報共有の中には、例えばおっしゃったような障害のあるお子さんに関する情報共有であるとか、あるいは児童虐待とかいじめの兆候を察知したときの情報共有とか、そういったことについても言及したマニュアルを一緒につくるような形で、同じ教育委員会の中ですので、そこはしっかりと連携を取れるように合意形成してきたつもりではございます。

以上でございます。

○久保会長 原木委員、よろしいですか。

○原木委員 はい。

○久保会長 では、畠山委員、お願いいたします。

○**畠山委員** アフタースクールというのは学校の校舎を使ってやるということなんですか。それと、今、子どもルームなんかを見ていると、迎えに来た保護者が公衆用道路をずっと駐車場にして並んだり、その中から子どもが飛び出してきたりやるので、こういうときには校舎を使うのと同時に、学校は大抵広い敷地を持っていますから、そこに駐車場も整備されたらどうかなと思います。以上です。

○**久保会長** それでは、事務局、お願いいたします。

○**上田放課後子ども対策担当課長** 御意見ありがとうございます。アフタースクールは原則として学校の敷地内で行うもので、多くの場合は子どもルームは校庭のどこかとか校舎の脇とかに専用のプレハブの棟を造って、そこで営んでいることが多いのですが、アフタースクールもそれをそのまま引き継いでやるのがメインです。それにプラスして、校舎の特別教室とか空き教室とか、そういったものを上手に活用して運営するということになります。

送迎の際のお車のルールは学校ごとに違うと思うのですが、基本的には車での送迎オーケーというのはなかなか多くはないのかなと思います。送迎の際に近隣の方がひやっとするような場面があったというお話は、私はあまり聞いたことはなかったんですけども、そういう目で確認させていただいて、危ないところがあれば対処させていただきたいと思います。

○**久保会長** 畠山委員、よろしいでしょうか。

○**畠山委員** はい。

○**久保会長** では、そのほか。

では、久留島委員、お願いいたします。

○**久留島委員** 度々申し訳ございません。何点かなんですけれども、これは多分今度、保育の就学前の人たちが就学に当たって、また、これも新しい仕組みということでいろんな選択肢があるということを説明していただくということと、私も何人か当事者に聞いてみたんですけども、預ける先があればどこでも大丈夫という人もいれば、どんなことが行われているのかなというのを心配するというか、関心ある人たちも一定数いて、今回のように手を挙げたところが、母体が塾だったり、母体がYMCAだったり、多分母体の毛色はかなり異なったりするところがあって、そういうところを見たときに、うちは野外活動のYMCAがいいなというのがいたりとか、塾に行けないから母体が塾のところがいいなとかというようなことになりかねないので、先ほど説明いただいたように、代わりの担保、ここは保証するんだよというところを明確に御説明いただくというのが市として取り組む事業として大事なのかな。やっぱり見たときにどっちがいいか、あっちではどんなことをやっているのかなというのが素朴なところで、サイトを見ても、どこに委託していますと、行政のところを受託しているから、委託先は変わらない。でも、内容が全く書いていなかったりとかされると、どんなことが行われるんだろうというのが素朴な疑問もあって、今後、そういうところが広がってきたら、多分多様な業者が参入されると思うんですけども、そうしたときに、担保としてここは保証するよというところを分かりやすく出していただければなと思います。よろしくお願いいたします。

○**久保会長** 事務局、お願いいたします。

○**上田放課後子ども対策担当課長** ありがとうございます。アフタースクールはなかなか分かりにくい仕組みでありまして、浸透しないところがございます。1つ難しいのが、選択肢という御発

言がありましたけれども、あちらのアフタースクールがいいので、あちらのアフタースクールを使いますというのは、我々の中でルール上できないことになっています。それをやると学区制というものがうまく機能しなくなるという面がありますので、基本的には通っていらっしゃる学校のアフタースクールを使っていただく。そうすると、例えばアフタースクールがまだ導入されていないところと、されているところで差が出るというのがありますし、おっしゃるように、事業主体によって特性がある程度出ます。前者の差については、なるべく早く拡充を進めさせていただくことと、先ほど御紹介しました活動の機会を確保する放課後子ども教室、9校の民間委託であったり、10年度以降になってしまうところへの措置であったりで何とかカバーをさせていただきたいというところです。

やはり最低限やっていただくことは、どの事業者であっても同じであるべきというラインもありますので、そこは我々の委託の仕様の中でかなり詳しくお伝えしているつもりではあります。ただ、やはり不十分なところもありますし、周知がそもそも不十分なところもありますので、御指摘も踏まえながら、周知の方法は考えさせていただきたいと思います。

○久留島委員 ごめんなさい。もう1点だけ追加で。これは結局、利用しない方もいるじゃないですか。そうすると今、子どもたちって、意外に安全な場所という学校校庭だったりするので、使わない人、利用している人というのは、今もそうですが、相変わらずそこが混じってくるようなときに、一番いい方法は、どの子どもも楽しく過ごせるような場所に、今後、学校が多分なっていくような気がするので、そういうふうに見ていきたいなと思います。よろしく願いいたします。

○久保会長 それでは、事務局。

○上田放課後子ども対策担当課長 小学校の校庭で校庭開放という形でお子さんたちが遊んでいらっしゃる、その方々と子どもルームのお子さん、あるいはアフタースクールのおさんがどう校庭を使うのかという問題が起こったりすることがあります。そのあたりも問題意識としては持っておりますし、おっしゃるように使わない方というのは必ずいらっしゃるので、そういう方々の居場所は、こども未来局の各施策も含めまして検討してまいりたいと思います。

○久保会長 井上委員、お願いいたします。

○井上委員 御説明ありがとうございます。井上です。アフタースクールを導入するに当たって、学校によってアフタースクールを利用したいという人数が地域によって結構差があるのかなというように保護者の感覚として想像ができるのですが、私は自分の子どもが通っている学校でですか想像ができないのですが、多分低学年の子たちは、今現在も子どもルームをかなり利用している子たちが多い。自分の娘も今1年生なんですけど、クラスの半分を超えるぐらいが子どもルームに登録していると聞いています。ただ、高学年になると、自分たちの家で過ごしたいという子もいる一方で、1年生が優先的に入るがゆえに、落ちてしまっているという子も何人か私の耳には入っています。そういうことを考えると、希望する全ての児童が安全・安心に放課後の居場所がもらえるというように聞くと、やっぱり保護者としてはとても魅力的で、希望したいなという人数が、今の子どもルームの想定よりもかなり増えるんじゃないかと思われまして。もしざっくりばらんに、例えば子どもが小学校全体の5割以上、6割、7割、多くて8割、そんな人数が希望した場合に、学校の規模的に、ふだんのクラスと遜色ないような人数がもし入ってくると、教室棟

の利用や、保護してくださる方の人員など、そういったところは少し無理が出てこないのかなというのが素朴な疑問としてありますので、お答えいただければと思います。

○久保会長 それでは、事務局、お願いいたします。

○上田放課後子ども対策担当課長 ありがとうございます。説明を割愛してしまっていて恐縮でしたが、プランの本編の資料5-3の11ページを御覧ください。一番下の利用状況で、これはアフタースクールの利用状況なんですけど、こちらに学年別、それから全学年の利用率を記載しておりますが、おっしゃったように低学年の方の利用率はかなり高いものがございます。夏休みが一番需要が高いので、8月のところで6割を超えているような割合で、全学年で見ますと、8月ですと38.4%。これが子どもルームだとどうかというのは20ページでございます。これは公設民営のルームの利用状況、20ページ⑥ですが、全学年で24.4%。主に10%ほどアフタースクールのほうが利用者さんが多いという状況になっております。御指摘のように学校ごとにばらつきというものはございます。すごく多い学校もあれば、そうでもない学校もあります。ただ、全体を調べてみますと、何年かこの数字を追いかけているのですが、35%程度から40%程度というのは、大体このあたりで安定しているという状況でございます。ただ、おっしゃるように学校ごとに差はございます。我々、アフタースクールを導入できる、できないの判断をするときに、こういった数値を想定して、それに例えばお子さん1人当たり1.65㎡という面積の基準を満たせるような形で学校の施設を使えるかどうかというのを見て、導入の可否を判断しているところであります。5時までの時間がアフタースクールはお子さんが多い。その後は料金区分が変わって、多くのお子さんが帰っていく。5時までのお子さんが多い時間帯でも面積が確保できるようにということで判断をさせていただいております。

○久保会長 よろしいですか。

○井上委員 ありがとうございます。今の子どもルームの利用状況でも、やっぱり用意された部屋に、結構子どもたちを詰めて入れているような状態で、なかなか居心地がいい場所としてゆったり本を読むとか、そういった時間は取れないようなところもちょっと見受けられたりしていることで、人数が増えることによって、本来の目的である居心地のいい場所、安全・安心な場所を提供するという、そこが損なわれないようにしていただきたいというのが保護者としての意見です。よろしくお願いいたします。

○久保会長 よろしいでしょうか。それでは、事務局、お願いいたします。

○上田放課後子ども対策担当課長 5時までの時間、少し窮屈な場面もあるかもしれませんが、学校と連携しまして、きちんと良好な環境を確保できるように注意してまいりたいと思います。

○久保会長 そのほか御意見、御質問ございますでしょうか。

それでは、中島委員、お願いいたします。

○中島委員 ありがとうございます。資料5-4の5ページの「アフタースクールの導入が当面困難な学校（9校）における体験・活動の機会の確保」というところについて、もう少し詳しく教えていただきたいです。先ほど御説明のあったアフタースクールでの導入が難しく子どもルームが当面そのまま設定されている中での放課後子ども教室の運営自体を民間委託というところが、アフタースクールを導入することと子どもルームと放課後子ども教室の運営を、両方並行し

て行うことの差がいまいちよく分からなかったもので、どういったところに違いがあるのかというところと、学校の間を使わないということになるのかなとは思いますが、子ども教室の運営自体はどの場所で行われるのかなどについてお伺いできればと思います。

○久保会長 それでは、事務局、お願いいたします。

○上田放課後子ども対策担当課長 すみません。本当に説明が雑駁でございまして、大変恐縮でございます。今、御質問のあった事業なんですけれども、基本的には学校で行います。場所につきましては、学校の中で行うものになります。アフタースクールとの最大の違いといいますと、アフタースクールは、例えば御両親が就労されていなくても、御希望されるお子さんであれば毎日居場所を御提供できるわけですけれども、こちらの9校での体験・活動の機会というのは、やはり頻度としては毎日というようにはいなくて、例えば週1回ですとか、そういったところからスタートというようになっていくと思います。その意味で、毎日の居場所が御提供できないというところが最大の違いだと思います。

○久保会長 よろしいでしょうか。

○中島委員 ありがとうございます。個人的なところになるんですけど、私自身が住んでいるところがこの中に入っていて、今、小学校に通っている子どもの保護者の方も、子どもたちの居場所が先ほどの井上委員もおっしゃっていただいていたとおり、すごく子どもルームが狭くて、最初は行かせていたけど、途中で行かせるのをやめたとおっしゃる保護者の方もいらっしゃる、居場所としての機能がなかなか難しい状態なのかなと。児童数も増えている中だと思うので、すごく難しいとは思いますが、子どもたちにとっての安心・安全な居場所というところ、なるべく早くこういった困難な学校についても整備をお願いできればと思っています。よろしくをお願いします。

○久保会長 ただいまの意見は反映させていただければと思います。そのほか、ちょっと時間が押してまいりましたので、どうしてもということがありましたら御意見をいただきたいんですけど、よろしいでしょうか。

久留島委員、ちょっと短くお願いします。

○久留島委員 今のことについても人権の問題もありますので、そういうところで評価の中に子どもの声も入れてもらえたり、そういうところを活用していただきたいと思います。

以上です。

○久保会長 それでは、よろしくをお願いいたします。

それでは、続きまして次の報告事項に移らせていただきます。報告事項（3）令和5年度こども未来局 組織改正について、事務局より説明をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○石野こども未来部長 こども未来部長、石野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

資料6、令和5年度こども未来局 組織改正を御覧いただければと思います。左側が今年度（4年度）、右側が来年度（5年度）の体制となっております。網かけの部分に変更となる部分でございます。

こども未来局は、現在、1局1部の体制でございますけれども、保育の質のさらなる向上や児童虐待の防止など、子どもを取り巻く課題や環境の変化に的確に対応し、子どもや子育て家庭へ

の支援をより一層推進していくため、こども未来局の組織をこども未来部と幼児教育・保育部の2部体制に移行いたします。

新年度からのこども未来部は、こども企画課、健全育成課、青少年サポートセンター、こども家庭支援課、東部・西部の両児童相談所を組織いたしまして、引き続き子ども施策全般の企画のほか、課題を抱えた子ども・若者や子育て家庭への支援などを行ってまいります。

また、新たに設置いたします幼児教育・保育部には、幼保支援課と幼保運営課を移管するとともに、保育の質向上などに取り組む組織として幼保指導課を新設いたします。

2部体制に移行することで、より迅速な意思決定などが可能となりまして、本市の子ども施策のさらなる充実・強化につながるものと考えております。

ここでも保育の質向上と申し上げましたけれども、確かに組織ですとかプランをつくっただけでは向上につながるものではないと考えておりますので、より丁寧なもの、これにつきましては他の施策も同様でございますけれども、きめの細かい対応をするように努めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○久保会長 それでは、ただいまの説明につきまして何か御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいですね。

それでは、次の報告事項に移ります。報告事項（4）令和5年度こども未来局 主な新規・拡充施策について、事務局より説明をお願いいたします。

○石野こども未来部長 では、続きまして資料7、令和5年度こども未来局 主な新規・拡充施策について、重複する部分がございますので、本日これまでの会議で触れなかった部分を中心に御説明させていただきたいと思っております。

まず、1ページでございますけれども、2段目にございます子ども医療費助成でございます。保険調剤にかかる保護者負担額を無料とするとともに、多子世帯の経済的負担の軽減を図るほか、受診回数などが多い世帯に対する支援を行ってまいります。

おめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。一番上でございますけれども、放課後児童健全育成事業補助等でございます。民間事業者が実施する子どもルームの安定的な運営を確保し、児童の健全育成を図るため、運営経費の一部を助成するもので、1事業者拡充いたしまして15事業者に助成をいたします。

続きまして、2番目の欄ですが、子どもルーム巡回アドバイザーでございます。子どもルームにおける保育の質の確保を図るため、特に配慮を必要とする児童の支援に関する助言や指導などを行う巡回アドバイザーを配置いたします。

4番目にございます養子縁組民間あっせん機関助成でございます。こちらは家庭的養育を担う養子縁組の推進のため、養親希望者が民間あっせん機関に支払った手数料の一部を助成いたします。

続きまして、次の3ページをお願いいたします。2段目でございますけれども、こども家庭総合支援拠点運営・整備でございます。子どもとその家庭、妊産婦などに対する支援を充実するため、各区に子ども家庭総合支援拠点を整備いたします。令和5年4月に花見川区、稲毛区に設置いたしまして、令和6年度には若葉区、緑区、美浜区に設置いたします。現在、中央区に設置し

てございますので、これで全区への設置を行うこととなります。

続きまして3段目、子どもの貧困対策総合コーディネート（子どもナビゲーター）でございますけれども、貧困家庭などの子どもやその家庭に対して、関係機関と連携し、包括的な支援を行う子どもナビゲーターを新たに美浜区に設置いたしまして、こちらもこれで全区への配置となります。

続きまして、4ページをお願いいたします。2段目でございますけれども、在宅子育て家庭への支援でございます。在宅の子育て家庭への支援のため、エンゼルヘルパー派遣事業の軽減対象にひとり親世帯を加えるとともに、ファミリー・サポート・センターの軽減対象に低所得世帯を加えます。

続きまして、1ページ飛ばしていただきまして、6ページをお願いいたします。一番下になりますけれども、多様な保育需要への対応でございます。保護者の就労形態の多様化などに伴う保育ニーズに合わせ、昨年も御説明しましたが、公立保育所の休日保育のほかに様々な保育のメニューの提供を行います。また、公立保育所における医療的ケア児対応看護師を1人増員いたします。

7ページをお願いいたします。上の段でございますけれども、保育の質の確保でございます。この中の「さらに」と書いてあるところですが、新たに幼児教育・保育人材の資質向上、離職防止のための拠点機能を担う幼児教育・保育人材支援センターの令和6年度開設に向けた準備を行います。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○久保会長 それでは、ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見ございますでしょうか。それでは、原木委員、お願いいたします。

○原木委員 いつもありがとうございます。子ども医療費助成についてなんですけど、兄弟負担がなくなるのはとても素晴らしいことで、とてもありがたいことだと思っております。ただ、今、一部負担がまだ千葉市はありますけれども、一部負担金がある市町村は、多分千葉県内でも少ないと思うんですね。そうでもないのかな。調剤負担があるところが千葉市だけだったんですけど。ほかの市では一部負担金もないところも多くて、割とこれは親御さんには不評なので、ぜひ今後、無料に向けてお力をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○宮葉課長 こども企画課でございます。御質問ありがとうございます。今、県内で保護者負担が全額無料となっているのは37市中6市でございます。ただ、委員おっしゃられるように、今般、様々な自治体において子ども医療費助成の拡充が図られているような状況がございますので、ただ、その拡充には多額の財源が必要になるものですから、そういうことも併せまして総合的に判断して検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○久保会長 よろしいですか。ぜひ御検討、よろしくをお願いいたします。そのほか、御質問、御意見ございますか。

それでは、畠山委員、お願いいたします。

○畠山委員 この中で幼児教育・保育人材支援センターの開設準備、これはどんなことをやるセン

ターなんですか。

○久保会長 それでは、事務局、お願いいたします。

○香川幼保運営課長 幼保運営課でございます。先ほどもちょっと触れましたけれども、令和2年度に市内の保育者を対象に実態調査のアンケートをさせていただきました。保育者の方々から出てきた意見としまして、保育のこともたくさんあるんですけども、このセンターに関することとしましては大きく2つありまして、アンケートの結果を踏まえて学識経験者や幼稚園協会の先生、民間保育園協議会の先生という現場の先生方を踏まえた検討会議を立ち上げました。その検討会議で議論していただいている中で、このセンターに関しましては、保育者の研修体系につきまして、それぞれ市の直営の研修ですとか、それぞれの協議会の主催の研修ですとか、いろんな主体がいろんな研修をやっているんですけども、それを保育者のキャリアアップの体系に合わせて、こういった研修をこの時期に受講すると、より資質が向上していくかなど、こういうときにこういう研修を受けることで、こういう効果があるんだというようなことを、現状きちんと体系化されていないという御意見をいただきまして、そういったことを体系化した上で、その体系化に基づいて研修受講の効果をそれぞれの保育者にきちんと伝えて受講勧奨していく必要があるだろうというような御意見をいただいたので、そういった研修の拠点の機能を担っていただくということが1つ。

あともう一つが、アンケート結果の中で、幼稚園教諭も保育士も併せてなんですけれども、やっぱり転職が多くて、若いうちに退職してしまう方が一定程度いらっしゃるということが浮き彫りになりました。その理由を聞きますと、やはり保護者対応の悩みですとか、園の中でも人間関係の悩みですとか、そういったことで退職する。そういったことに対してのざっくばらんに相談する場所がないというふうな御意見もいただきました。

そういった中で相談の拠点というふうなもう一つの機能を担ってもらうセンターを立ち上げたいと思っております。私どもが今考えておりますのは、幼児教育や保育の経験豊富な方をセンターに配置しまして、市内の各園で悩みを持たれた方が、そのセンターにざっくばらんに相談をしていただくというような機能です。あとは、今それぞれの現場の中で、やはり保護者対応等のトラブルの中で、法的な知識が必要な対応なども増えてございますので、そういった中でセンターのほうに弁護士や臨床心理士など、そういった専門家さんと年間契約を結んでいただいた上で、一義的に先ほど申し上げたようなベテランの保育者だけでは対応できない相談については、そういった弁護士さんなどの専門家とつないだ上で、専門家のアドバイスも受けられるようにする。そういった相談の拠点機能の、2つの機能を設けたセンターを6年度に立ち上げたいと思っております。それを進めていくというような内容でございます。

以上でございます。

○久保会長 よろしいでしょうか。

○畠山委員 それは処遇改善の、今、手当がついてはいますけど、それは一定程度の研修をやっているかなきゃいけないので、その辺のところは千葉市は絡んでやっているんですか。

それとあと、クレームかなんかの保護者対応で、教育委員会は顧問弁護士を置いて、トラブルになったときにはそこが相談に乗ってくれるという機能を持っていると言っていましたけど、同じようなことをまたこども未来局でやるんですか。

○久保会長 では、事務局のほうでお願いいたします。

○香川幼保運営課長 まず、1点目の処遇改善加算の基礎となるキャリアアップ研修につきましては、今、私どもはNPO法人に委託をしまして実施させていただいております。これはセンターのほうと直接の委託になります。

あと、弁護士につきましては、センターを民間委託することを考えているんですけども、その仕様の中に弁護士さんと年間契約を結んでいただいて、一義的にベテランの保育者だけではアドバイスできないような法的な知識が必要な案件については、センターが年間契約している弁護士さんとマッチングしてアドバイスをしていただくというふうな機能を考えております。

以上です。

○久保会長 畠山委員、よろしいでしょうか。

○畠山委員 はい。

○久保会長 それでは、そのほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、その次、次第の（4）その他ですけども、事務局から連絡がございますでしょうか。お願いいたします。

○宮葉課長 こども企画課でございます。次回の開催予定でございますけれども、令和5年度第1回の会議を10月頃に予定してございます。日程につきましては、また改めて調整をさせていただきます。

以上でございます。

○久保会長 それでは、最後に委員の皆様から何か御質問、御意見がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局のほうもよろしいでしょうか。

御質問、御意見等はないようですので、予定していた議題は以上で終了となります。

委員の皆様のおかげをもちまして、円滑に議事を進めることができました。どうもありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。よろしく申し上げます。

○酒井補佐 それでは、以上をもちまして令和4年度第2回千葉市子ども・子育て会議を閉会いたします。

委員の皆様方、本日は大変ありがとうございました。

以上